

## 松戸市水道事業建設工事週休2日制適用工事実施要領

### (目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして、発注者指定方式による週休2日制適用工事（以下、「適用工事」という。）を実施するものである。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 発注者指定方式とは、発注者が週休2日に取組むことを指定する方式をいう。

- 2 (1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所をおこなったと認められる状態をいう。  
(2) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所をおこなったと認められる状態をいう。
- 3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 4 対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。
- 5 対象期間外とは、以下のいずれかに該当する期間をいう。
  - (1) 年末年始6日間、夏季休暇3日間
  - (2) 工場製作のみを実施している期間
  - (3) 工事全体を一時中止している期間
  - (4) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間  
例)・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。  
・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。
  - (5) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- 6 現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。
- 7 現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

- 8 現場閉所率とは、現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数) とする。
- 9 4週8休以上の現場閉所とは、以下の状態を指すものとする。
  - (1) 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5% (8日 / 28日) 以上のこと。

ただし、現場閉所による週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

  - (2) 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所率が 28.5% (8日 / 28日) 以上のこと。

#### (対象工事)

第3条 適用工事は、松戸市水道事業が発注する工事（営繕関係工事は除く）を対象とし、原則として月単位の週休2日とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は週休2日制の対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

#### (積算方法)

第4条 各補正係数については、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領」を準用する。

当初の予定価格において、月単位の週休2日または通期の週休2日達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休2日または通期の週休2日に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

なお、適用工事の発注時において、松戸市水道事業は当該工事が月単位の週休2日または通期の週休2日のいずれの対象であるかを明らかにする。

#### (実施方法)

第5条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を特記仕様書記載例（別紙1）のとおり記載すること。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

2 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。

3 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議すること。

また、対象期間内における現場閉所予定期がわかる工程表等を監督職員に提出すること。

4 受注者は、毎月の工事履行報告書と併せて、チェックリスト（別紙2）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

5 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の（1）～（5）に示すような受注者の責によらない場合は、適正に工期の変更を行うこと。

- （1）工事工程の条件に変更が生じた場合
- （2）著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- （3）一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- （4）資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- （5）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

また、工期の変更を行った場合は、受注者は工事打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議すること。

6 地元協議等により、やむを得ず土・日曜日、祝日に作業を行う場合は、受注者は工事打合せ簿により、事前に監督職員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。

#### （工事成績）

第6条 週休2日制を実施できなかつたことによる工事成績評定点の減点はない。

#### （実施の明示）

第7条 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(その他)

第8条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 現場閉所率の算定例（通期の週休 2 日の場合）

【工期 6月1日～2月28日の場合】

・・・ 6月1日から2月28日 → 273日間

○夏期休暇	3日	これら	} を対象外とする。
○年末年始休暇	6日		
○準備期間	30日		
○書類整理	20日		

$$\text{対象期間} = 273 - (30 + 20 + 3 + 6) = 214 \text{日}$$

$$\text{現場閉所率} = (61 \div 214) \times 100 \approx 28.5\%$$

⇒ 「週休2日達成」

休日：土・日曜日、祝日、降雨等で現場閉所した日  
⇒ 61日の場合

## 別紙1 特記仕様書 記載例

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。

3 週休2日制の実施にあたっては、「松戸市水道事業建設工事週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

## 別紙2週休2日制適用工事 チェックリスト

工事名

閉所日数対象	日	※必ず作業日報等で閉所日を確認すること。
日数閉所率	日 %	